平成 30 年度地方税制改正(案)について

総　務　省
平成 29 年 12 月

平成30年度の与党税制改正大綱(12月14日決定)のうち、地方税関係(概要)は以下のとおり。

1　森林環境税（仮称）等の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

◎　森林環境税（仮称）の創設［平成 36 年度から課税］

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税
税　　率：1,000 円（年額）
賦 課 徴 収：市町村が個人住民税と併せて賦課徴収
国への払込み：都道府県を経由して全額を国の譲与税特別会計に払込み
そ　の　他：個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関して所要の措置

◎　森林環境譲与税（仮称）の創設［平成 31 年度から譲与］

譲 与 総 額：森林環境税（仮称）の収入額（全額）に相当する額
譲 与 団 体：市町村 及び 都道府県
使　　途：(市町村)間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
(都道府県)森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用
譲 与 基 準：(市町村)総額の９割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分
※　私有林人工林面積については、林野率により補正
(都道府県)総額の１割に相当する額を市町村と同様の基準で按分
使途の公表：インターネットの利用等の方法により公表

◎　制度創設時の経過措置

○　平成 35 年度までの間における譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の税収の一部をもって確実に償還。
○　制度創設当初は、都道府県への譲与割合を２割とし、段階的に１割に移行。

２　地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

地方消費税の清算基準について、社会経済情勢や統計制度の変化等を踏まえ、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、抜本的な見直しを行う。

○　小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、以下のとおり、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外。

・　商業統計の「百貨店」、「家電大型専門店」、「衣料品専門店」、「衣料品中心店」、「自動販売機による販売」及び「医療用医薬品小売」

・　経済センサス活動調査の「建物売買業」、「娯楽に附帯するサービス業」、「社会通信教育」、「不動産賃貸業」、「不動産管理業」、「医療・福祉」及び「火葬・墓地管理業」

○　上記に伴い、統計カバー率を現行の 75%から 50%に変更し、統計カバー外（50%）の代替指標を人口とする。

３　固定資産税等

◎　土地税制

○　固定資産税等（土地）の負担調整措置

・　現行の仕組みを３年延長。

・　税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

○　不動産取得税の特例税率等

・　住宅及び土地に係る税率の特例措置（４%→３%）を３年延長。

・　宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（２分の１）を３年延長。

◎　生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援

○　生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を２分の１からゼロまで軽減することを可能とする３年間の時限的な特例措置を創設。

※　平成 28 年度に創設した現行の特例措置は、上記措置の創設に伴い期限到来をもって廃止。

○　固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持。

4　個人所得課税の見直し　（平成 33 年度分個人住民税～）

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。

◎　給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

○　給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引上げ。

給与所得控除・公的年金等控除	▲10 万円
基礎控除	＋10 万円（控除額：33 万円→43 万円）

◎　給与所得控除の見直し

○　給与所得控除が上限となる給与収入を 1,000 万円から 850 万円に引下げ。

・　控除の上限額：220 万円→195 万円（上記振替に伴う 10 万円引下げ分を含む。）

○　子育てや介護を行っている者(※)には負担増が生じないように措置。

（※）22 歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者

◎　公的年金等控除の見直し

○　公的年金等収入が 1,000 万円超の場合、控除額に上限を設定。

・　控除の上限額：195.5 万円（上記振替に伴う 10 万円引下げ分を含む。）

○　公的年金等収入以外の所得金額が 1,000 万円超の場合、控除額を引下げ。

・　他の所得が 1,000 万円超：▲10 万円、2,000 万円超：▲20 万円

◎　基礎控除の見直し

○　合計所得金額 2,400 万円（給与収入 2,595 万円）超の納税義務者に係る基礎控除について、控除額が逓減・消失する仕組みを設ける。

・合計所得金額 2,400 万円超 2,450 万円以下（給与収入 2,595 万円超 2,645 万円以下）　控除額：29 万円
・合計所得金額 2,450 万円超 2,500 万円以下（給与収入 2,645 万円超 2,695 万円以下）　控除額：15 万円
・合計所得金額 2,500 万円超（給与収入 2,695 万円超）　適用なし

５　地方のたばこ税

◎　たばこ税の見直し

○　たばこ税率の引上げ

国と地方のたばこ税の配分比率１：１を維持した上で、地方のたばこ税率を平成 30 年 10 月１日から３段階で引上げ（国と地方あわせて１本当たり１円ずつ計３円）。

（税率：1,000 本当たり）

	現　行	改正案		
		H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1
地方のたばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円
道府県たばこ税	860 円	930 円	1,000 円	1,070 円
市町村たばこ税	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円
（参考）国のたばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円

○　加熱式たばこの課税方式の見直し

国のたばこ税と同様、加熱式たばこに係る課税方式の見直しを実施。

（「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とし、平成 30 年 10 月１日から５年間かけて段階的に移行。）

６　地方税の電子化

◎　共通電子納税システム（共同収納）の導入

○　複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とするため、全地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織（eLTAX）を活用して、共通電子納税システムを導入。

※　地方法人二税、個人住民税（特別徴収分）等について、平成 31 年 10 月から導入。

◎　eLTAX の安全かつ安定的な運営のための措置

○　eLTAX の運営主体について、①組織運営のガバナンスの確立、②国の監督権限、③秘密保持義務を制度上措置するため、法律に設置根拠・組織運営が規定される法人（地方共同法人）として地方税法に位置付け。

◎　大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化（平成 32 年度～）

○　国税と同様に、資本金１億円超の普通法人等に対して、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の電子申告を義務付け。

７　主な税負担軽減措置等

◎　固定資産税等の特例措置

○　首都圏のデータのバックアップのため首都圏以外に整備したデータセンターの設備に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税）

○　バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を創設。（固定資産税・都市計画税）

○　津波避難施設に係る課税標準の特例措置について、対象施設等を追加した上、３年延長。（固定資産税）

○　新築住宅に係る税額の減額措置を２年延長。（固定資産税）

◎　ガス中小事業者に係る法人事業税の収入金額課税方式の見直し

○　ガス中小事業者（規制料金の対象外で、大規模なLNG基地を保有していない中小規模の事業者）が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金額課税から通常の課税方式に見直し。

８　検討事項等

◎　都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

○　地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

○　こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

◎　特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化

○　給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）について、eLTAXにより特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差違が生じないよう配慮しつつ検討する。